

小・中学生の保護者の皆様へ

子ども医療費助成制度についてお知らせ

～平成24年1月診療分から助成方法が一部変わります～

☆子ども医療費助成制度は小学校入学から中学校卒業までの方が対象です☆

平成24年1月1日以降に医療機関へ受診したとき

◎町内対象医療機関（薬局も含む）で受診した場合

受診後、窓口で「子ども医療費受給資格証」（黄緑色）を提示します。
自己負担金（3割、保険適用分）が無料となります。

○それ以外の医療機関で受診された場合

受診後、窓口で自己負担金（3割）を支払い、後日領収書等を持って役場窓口で「助成申請」（償還払い）をしてください。今まで通りです。

※平成23年4月から11月末までに「子ども医療費受給資格証交付申請書」を役場窓口へ提出された方へは、「資格証」を郵送いたしましたので、ご確認ください。

12月に提出された方へは12月末に郵送し、1月以降は随時発行または郵送する予定です。「資格証交付申請」がまだの方は、印鑑と子どもさんの保険証を持って役場窓口で手続きをしてください。

- ・学校で怪我をされた場合は、「災害共済給付金」(4割給付)が優先で受けられますので、「子ども医療費資格証」は医療機関窓口へ提示せず、一旦自己負担金(3割)をお支払いください。学校での手続きが必要です。
- ・「福祉医療証」など公費負担医療証をお持ちの方は、子ども医療費資格証と併せて医療機関窓口へ提示してください。(助成を負担する制度が違います)
- ・子ども医療費資格証の内容に変更があれば、「子ども医療費受給資格内容変更届」を役場窓口へ提出してください。
- ・乳幼児医療費助成(就学前)は島根県の制度ですので、手続き等は従来と変わりありません。

* 問い合わせ先：邑南町役場保健課 TEL0855-83-1123 IP050-5207-5002 *